婚姻要件具備証明書の請求について

婚姻要件具備証明書とは

婚姻要件具備証明書とは、日本人が外国の方式によって婚姻する場合に、日本民法上婚姻要件を備えていることを当該日本人の戸籍に基づいて審査し、証明書として発行するものです。

　なお、この証明書が真に日本の公的機関が発行したものであることを確認するため、提出先の国によっては、日本の外務省の認証や、日本に駐在する提出先国の大使・領事による認証等を求められる場合があります。認証等の要否は、各国によって異なりますので、詳しくは、提出先国の在日大使館・領事館等にお問い合わせください。

請求できる方

婚姻要件具備証明書を請求及び受領できる方は、請求者本人に限られます。

不正取得を防止するため、原則として、証明書の代理申請及び郵送申請は認められません。

請求窓口

婚姻要件具備証明書は、戸籍事務を取り扱っている法務局又は地方法務局及びその支局、本籍地の市区町村役場、外国にある日本大使館・領事館で作成及び発行しています。

富山県内では、富山地方法務局戸籍課、富山地方法務局魚津支局、富山地方法務局高岡支局及び富山地方法務局砺波支局で発行業務を行っています。

　※証明書のお渡しまでに時間を要する場合がありますので、事前に請求先の法務局等へお問い合わせください。

請求に必要な書類

①要件具備証明書交付請求書

②請求者本人であることの確認書類（提示）

　　運転免許証、マイナンバーカード等

③発行後１か月以内の戸籍謄（抄）本

※申請日から１００日以内に転籍等をしている女性の場合は、転籍等の前の戸籍謄本も必要です。

※婚姻要件具備証明書には、請求者から提出された交付請求書の記載に基づき、婚姻する相手方の氏名（氏・名の順）・性別・生年月日・国籍を記載します。相手方の氏名は、原則としてカタカナで記載しますが、漢字使用国の場合は漢字で記載することができます。

なお、中国籍の方の場合は、氏名の漢字が簡体字（中国で使用している簡略体の漢字）かどうかを確認の上、簡体字のときは対応する日本の正字を記載してください。

相手方の氏名等について、申請書の記載を間違えて請求いただいても、発行された証明書を訂正することはできませんので、十分に御注意ください。

手数料

　法務局又はその支局で請求する場合、手数料は無料です。